

新生活をスタートされるご夫婦の

住居費の一部を補助します

申請受付期間

R8.7.1(水)～R9.3.1(月)

⚠ 予算に達した時点で受付終了します

対象者



- R8.1.1～R9.2.28に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 夫婦ともに39歳以下(婚姻日時点)
- 大津市で同居している(申請日時点)
- 夫婦の所得合計が500万円未満
- 結婚、妊娠、子育て等に関する講座等を受講または実施済

その他条件あり/詳細は大津市HPをご覧ください



結婚、妊娠、子育て等に関する講座等について



補助金の申請にあたり、以下の講座等のいずれかを受講または実施いただく必要があります

- ① ライフデザイン支援講座
- ② プレコンセプションケアに関する講座
- ③ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④ 共家事・子育て講座

①②は夫婦どちらも講座受講が必要

③④は夫婦どちらかの相談、講座受講または実施で可

①②④に関する講座開催情報(動画視聴含む)は滋賀県ホームページにも掲載されていますのでご確認ください



補助金額



夫婦ともに

29歳以下 最大60万円

39歳以下 最大30万円

補助対象経費

住居取得(購入)の場合

- 建物の購入費
- 工事請負費(新築のみ)

土地購入費やリフォーム工事費は対象外

住居賃借の場合

- 家賃
- 共益費
- 敷金・礼金
- 仲介手数料

家賃と共益費は同居開始日以降の費用が対象

R8.4.1以降に支払った費用が対象となります

申請を希望される方は大津市ホームページから詳細情報及び必要書類をご確認ください



申請・問合せ先

大津市御陵町3番1号 大津市役所別館1階
大津市こども・若者政策課

☎ 077-528-2917 ✉ otsu1488@city.otsu.lg.jp

対象者チェックフローチャート

補助金の対象となるか確認する際にご利用ください

